



事故を起こしてしまつたら… 事故の被害に遭つてしまつたら…

Q1
知っておきたい自動車保険の疑問

交通事故の疑問 教えてQ&A

まさか自分に限って…と思つていても、いつ起きるか分からない交通事故。突然の交通事故では、何をどうしたら良いか分からないという方も多いのでは？ ケガの治療から、保険、車両の修理など…交通事故の疑問にお答えします！



第17回

知っておきたい自動車保険の特約「他車運転特約」編 保険代理店からのアドバイス

Q1

他車運転特約とは何ですか？

他人の車を借りて運転中に起こした事故について、借りた車にかけられてる自動車保険ではなく、借りた車を自分の車とみなして、自分の保険で補償する特約です。

例えば、友人の車を臨時で借りて運転し、相手にケガを負わせてしまった場合は、貸した友人にも損害賠償責任が発生します。さらに友人はその自動車の保険更新時に等級がダウンし、保険料がアップしてしまうこととなります。これでは、貸した側も借りた側もお互い気まづくなります。そんなとき、この他車運転特約を使用すれば、自分の保険を使うことになるため、保険の面では友人に迷惑を掛けずに済みます。

他車運転特約の対象は、自分や配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が所有または常時使用する車以外の車で、車種が自家用8車種（自家用普通乗用車・小型乗用車・軽四輪乗用車・最大積載量0.5トン超2トン以下の普通貨物車・最大積載量0.5トン以下の普通貨物車・小型貨物車・軽四輪貨物車、特殊用途自動車のキャンピング車）となります。

例えば、友人からバイクを借りて運

転中の事故は、他車運転特約では補償されませんので注意してください。

また、借りた車での事故は、自分が現在契約している車の保険で支払対象となる事故で、かつ走行中である場合（駐車中や荷物の積み下ろしのような停車中は対象外）に対象となります。

例えば、友人から借りた車でドライブの途中、サービスエリアで休憩のため駐車していた際に当て逃げされた場合は、他車運転特約の補償対象外です。

なお、走行中の事故による借りた車自体の損害は、借りた車の時価額（損害が生じたお車と同じ車名・型式・仕様・年式で同じ消耗度の車の市場販売価格相当額）を限度に補償されますが、車両保険を付保していない場合は補償されません。また、自損事故対象外の車両保険を付保していた場合は、自損事故での補償はされません。

この特約は、ほとんどの自動車保険が自動付帯しているため、別途に契約する必要はありません。

今回の先生は…

一般社団法人
交通事故被害者救済機構



松澤 毅先生
(アストのほけん 代表)